

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西向島町231番地の2
株式会社 M o n o t a R O
代表執行役社長 瀬 戸 欣 哉

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年3月21日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年3月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号
尼崎リサーチインキュベーションセンター
（エーリック）2階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁以降に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.monotaro.com>）に掲載させていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 記

#### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- ② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

- ④ インターネットによる議決権行使は、平成24年3月21日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
- (2) インターネットによる議決権行使方法について
- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

以 上

◎システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## (提供書面)

# 事業報告

(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響及び電力供給の制約などから一時的な落ち込みが見られたものの、アジアを中心とした新興国の需要に牽引され、持ち直し基調で推移していたところ、ギリシャの債務危機に端を発した欧米の景気減速で輸出の勢いも弱まり、景気の先行きは予断を許さない状況となりました。

一方、当社グループが主として販売する工場用間接資材業界におきましても、東日本大震災の影響による個人消費の落ち込みに加え、工場の損傷や電力不足を受けて生産活動の低迷が響き、一時は需要が落ち込んでおりましたが、景気の回復に伴って需要も戻りつつあるものの、欧米の景気減速の影響もあり、先行き不透明な状況となっております。

このような経済環境のなか、当社グループは、データマイニングツールを活用した効率的なファクシミリやダイレクトメールによるチラシの発行、インターネットを使った広告など、引き続き積極的なプロモーション活動を展開し、さらに、これまでターゲットとしていなかった顧客層へ向けてのオフィス・店舗用品カタログを新規に発行するなど、顧客の離脱防止と新規顧客の獲得に注力してまいりました。また、Webサイトにおきましては、絞り込み検索や関連検索が可能で、検索にかかる時間を短縮化できる新商品検索エンジンを導入するなど、顧客の幅広い要望に対応すべく、顧客の利便性向上にも積極的に取り組んでまいりました。このほか、販売面では、日替わり特価の実施など、顧客の購買意欲の高揚策も積極的に行ってまいりました。さらに、震災からの復興需要等に対応すべく、平成23年5月に宮城県多賀城市に第2ディスプレイセンターを開設いたしました。また、平成23年8月には、東北地方における復興住宅のみならず、日本全国にある数多くの工務店に高品質の建材を低価格で販売する連結子会社株式会社K-engineを設立いたしました。これらの施策を実施したこと

より、当連結会計年度中に131,640口座の新規顧客を獲得することができ、当連結会計年度末現在の登録会員数は、703,772口座となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高22,239百万円、営業利益2,009百万円、経常利益2,045百万円、当期純利益1,148百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

顧客数や注文件数の増加及び技術革新への対応を目的とした基幹システム及びホームページユーザビリティの改良、物流システムの機能拡充等のソフトウェアを中心に352百万円の設備投資を行いました。

なお、所要資金は、全額自己資金を充当いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の運転資金として、金融機関より短期借入金500百万円を調達いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第9期<br>(平成20年12月期) | 第10期<br>(平成21年12月期) | 第11期<br>(平成22年12月期) | 第12期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年12月期) |
|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | —                  | —                   | —                   | 22,239,091                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) | —                  | —                   | —                   | 1,148,839                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | —                  | —                   | —                   | 38.76                            |
| 総 資 産 (千円)     | —                  | —                   | —                   | 9,047,122                        |
| 純 資 産 (千円)     | —                  | —                   | —                   | 4,255,870                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | —                  | —                   | —                   | 140.11                           |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第12期(当連結会計年度)において、平成23年8月16日付で株式分割(1株から2株)を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
4. 当社は第12期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第9期<br>(平成20年12月期) | 第10期<br>(平成21年12月期) | 第11期<br>(平成22年12月期) | 第12期<br>(当事業年度)<br>(平成23年12月期) |
|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 14,068,391         | 14,209,103          | 17,685,553          | 22,220,471                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 1,120,013          | 495,453             | 752,158             | 1,153,177                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 24,346.00          | 58.65               | 50.98               | 38.91                          |
| 総 資 産 (千円)     | 6,231,434          | 5,929,978           | 6,723,823           | 8,999,684                      |
| 純 資 産 (千円)     | 4,190,891          | 2,878,375           | 3,256,687           | 4,232,041                      |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 91,086.53          | 387.95              | 218.59              | 140.26                         |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第10期において、平成21年5月21日付で株式分割（1株から200株）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 第11期において、平成22年8月25日付で株式分割（1株から2株）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
4. 第12期（当事業年度）において、平成23年8月16日付で株式分割（1株から2株）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
5. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社はW.W.Grainger, Inc.であり、同社は100%子会社であるGrainger International, Inc.及びGrainger Japan, Inc.を通じて当社の株式を15,632,000株（総株主の議決権の数に対する所有割合52.42%）を間接的に保有しております。なお、当社は、商品の一部をW.W.Grainger, Inc.より仕入れております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-----------|---------|---------------|
| 株式会社K-engine | 100,000千円 | 70.0%   | 建築資材の販売       |

(注) 平成23年8月9日付で株式会社K-engineを設立しております。

## (6) 対処すべき課題

景気は一定の回復傾向を示しているものの当社グループの中心となる顧客群である中小製造業にとっては厳しい環境が続いています。この環境下で力強い成長を続けるために下記の施策をとっております。

### ① 新規顧客の獲得

当社グループにとって新規顧客の獲得は引き続き最も大きな成長の源泉となります。消耗品や交換品の購買は製造業にとって必ずしも重要度の高い業務と捉えられていないため、顧客は仕入先の変更に関して非常に保守的な性向があります。しかしながら現下の厳しい経済環境は、こうした顧客の意識を変えるのに最適な機会であり、積極的なプロモーションを通して、新規顧客の大量獲得を引き続き目指します。

### ② プライベートブランドの販売

不況時には顧客の価格感受性がより高まるので、円高を利用した輸入商品やプライベートブランドでの割安商品をより多く導入、プロモーションを行います。真に顧客にとって価値のある商品開発は当社グループの長期的な成長を支える重要な活動となります。

### ③ より精度の高いデータベースマーケティング

コストの低減には不断の努力が必要となりますが、その中でも数学的なデータマイニングを使用しての、より精度の高いデータベースマーケティングは、プロモーションコストの効率的な使用に繋がりがつ、購買頻度の改善にも役立ちます。

### ④ 取扱商品の拡大

購買頻度の少ないロングテール商品の取扱いは当社のユニークな強みであり、取扱商品数の拡大・拡充に注力します。

## (7) 主要な事業内容（平成23年12月31日現在）

インターネットを主たる手段とする工場用間接資材の販売

## (8) 主要な営業所（平成23年12月31日現在）

### ① 当 社

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 本 社               | 兵庫県尼崎市西向島町231番地の2 |
| 第1ディストリビューションセンター | 兵庫県尼崎市西向島町231番地の2 |
| 第2ディストリビューションセンター | 宮城県多賀城市栄2丁目1番1号   |

## ② 子会社

株式会社K-engine 東京都新宿区新宿1丁目4番12号

- (注) 1. 平成23年5月26日付で宮城県多賀城市に第2ディストリビューションセンターを開  
設し、同時に尼崎ディストリビューションセンターを第1ディストリビューション  
センターに改称しております。
2. 平成23年6月30日付で住之江ディストリビューションセンターを廃止いたしました。
3. 平成23年8月9日付で株式会社K-engineを設立しております。

## (9) 使用人の状況 (平成23年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------------|-------|--------|
| 402名 | —            | 37.9歳 | 5.0年   |

- (注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員276名を含んでおります。
2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。
3. 上記のほか、派遣社員22名が従事しております。

### ②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|------------|-------|--------|
| 394名 | 65名増       | 37.3歳 | 5.3年   |

- (注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員276名を含んでおります。
2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。
3. 使用人数が前事業年度に比べ65名増加したのは、業容拡大によるものです。
4. 上記のほか、派遣社員22名が従事しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (平成23年12月31日現在)

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 600,000千円   |
| 株式会社三井住友銀行    | 300,000千円   |
| 株式会社みずほ銀行     | 200,000千円   |
| 株式会社八十二銀行     | 200,000千円   |
| 合 計           | 1,300,000千円 |



## 2. 株式に関する事項（平成23年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,061,600株
- (3) 株主数 4,464名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                              | 所 有 株 式 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| Grainger International, Inc.                                       | 14,112,000株 | 47.32%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口）                                        | 2,275,800株  | 7.63%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（信託口）                                      | 1,521,500株  | 5.10%   |
| Grainger Japan, Inc.                                               | 1,520,000株  | 5.10%   |
| ステート ストリート バンク アンド トラス<br>ト カンパニー                                  | 1,091,650株  | 3.66%   |
| ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエ<br>フシー）サブ アカウント アメリカン クライ<br>アント             | 1,065,000株  | 3.57%   |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                                    | 503,400株    | 1.69%   |
| ステート ストリート バンク アンド トラス<br>ト カンパニー 505041                           | 467,900株    | 1.57%   |
| ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフ<br>シー リ ノーザン トラスト ガンジー ノント<br>リーティアー クライアント | 447,800株    | 1.50%   |
| 瀬戸 欣哉                                                              | 438,400株    | 1.47%   |

（注）持株比率は自己株式（237,370株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるため、平成23年8月16日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年12月31日現在）

【平成21年1月16日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
235個（新株予約権1個につき普通株式800株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
188,000株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 238,400円（1株当たり298円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 240円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成23年2月1日から平成30年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の本保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 執行役 | 203個    | 162,400株  | 4名   |

【平成22年 5 月18日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
239個（新株予約権 1 個につき普通株式400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
95,600株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1 個当たり 164,800円（1 株当たり412円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1 株当たり 305円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成24年 6 月 1 日から平成32年 4 月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 執行役 | 239個    | 95,600株   | 4名   |

【平成23年3月24日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
185個（新株予約権1個につき普通株式200株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
37,000株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 200円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 208円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成25年4月1日から平成33年2月末日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 執行役 | 185個    | 37,000株   | 4名   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要事項

① 旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

#### 【平成17年10月14日開催の臨時株主総会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
412個（新株予約権1個につき普通株式2,400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
988,800株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 350,400円（1株当たり146円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 73円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成19年11月1日から平成27年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。  
その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社 MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員及び使用人等の保有状況

|             | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-------------|---------|-----------|------|
| 取締役(執行役を含む) | 98個     | 235,200株  | 1名   |
| 当社使用人       | 87個     | 208,800株  | 27名  |

② 会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

【平成18年9月8日開催の臨時株主総会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
564個（新株予約権1個につき普通株式800株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
451,200株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 340,000円（1株当たり425円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 213円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年10月1日から平成28年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の執行役員及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と対象執行役員及び従業員との間で締結する「株式会社 MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員及び使用人等の保有状況

|       | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-------|---------|-----------|------|
| 執行役員  | 195個    | 156,000株  | 2名   |
| 当社使用人 | 297個    | 237,600株  | 40名  |

【平成22年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ・新株予約権の数  
260個（新株予約権1個につき普通株式400株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
104,000株
- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 164,400円（1株当たり411円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 313円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成24年4月1日から平成32年2月末日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - イ 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
  - ロ 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ハ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 執行役 | 260個    | 104,000株  | 1名   |

（注）上記新株予約権の付与対象者は当事業年度末現在執行役を退任しておりますが、新株予約権の行使の条件を満たしております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び執行役の状況（平成23年12月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名                            | 担当及び重要な兼職の状況                                                           |
|------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 取締役代表執行役社長 | 瀬 戸 欣 哉                        | 株式会社K-engine 代表取締役社長                                                   |
| 取 締 役      | 宮 島 正 敬                        | 株式会社カンター・ジャパン<br>代表取締役                                                 |
| 取 締 役      | 山 形 康 郎                        | 弁護士法人関西法律特許事務所<br>社員弁護士                                                |
| 取 締 役      | 喜 多 村 晴 雄                      | 喜多村公認会計士事務所 所長<br>公認会計士<br>セルウィンコンサルティング株式会社<br>代表取締役                  |
| 取 締 役      | Court Carruthers<br>(コート・カルザス) | W.W.Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント<br>兼 Grainger International, Inc. 社長 |
| 常 務 執 行 役  | 室 大 二 郎                        | 当社開発部長                                                                 |
| 執 行 役      | 田 中 秀 和                        | 当社管理部長                                                                 |
| 執 行 役      | 鈴 木 雅 哉                        | 当社マーケティング部長<br>株式会社K-engine 取締役                                        |

- (注) 1. 取締役宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及びCourt Carruthers(コート・カルザス)の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 事業年度中に退任した取締役及び執行役  
該当事項はありません。
3. 当社の委員会体制については、次のとおりであります。
- 指名委員会 委員長 宮島正敬  
委員 瀬戸欣哉、Court Carruthers (コート・カルザス)
- 報酬委員会 委員長 Court Carruthers (コート・カルザス)  
委員 瀬戸欣哉、宮島正敬
- 監査委員会 委員長 山形康郎  
委員 宮島正敬、喜多村晴雄
4. 当社の執行役の状況については、次のとおりであります。
- 代表執行役 瀬戸欣哉  
常務執行役 室大二郎 (当社開発部長)  
執行役 田中秀和 (当社管理部長)  
執行役 鈴木雅哉 (当社マーケティング部長)
5. 監査委員である取締役喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は取締役宮島正敬、山形康郎及び喜多村晴雄の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額     |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 4名      | 69,507千円  |
| 執 行 役 | 3名      | 75,489千円  |
| 合 計   | 7名      | 144,996千円 |

(注) 1. 報酬委員会の決議は、報酬委員会規則に則り、報酬委員の過半数が出席し、次の事項を審議し出席委員の過半数をもって行います。

- ① 取締役及び執行役の個人別の報酬、賞与、退職慰労金（以下、「報酬等」という）の内容
    - ・確定金額とする場合は、個人別の額
    - ・不確定金額とする場合は、個人別の具体的な算定方法
    - ・金銭以外のものとする場合は、個人別の具体的な内容
  - ② 取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の作成及び報酬等に関する基準の制定・改定
  - ③ その他、報酬委員会規則で定める事項並びに業務の遂行で付議を必要と認めた事項
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額及びストック・オプション報酬として計上した額が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外取締役に関する事項

##### イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名                                            | 重 要 な 兼 職 先                                                                    | 当 社 と の 関 係                                                                                                                                         |
|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 宮 島 正 敬                                        | 株式会社カンター・ジャパン<br>代表取締役                                                         | 当社は株式会社カンター・ジャパンに市場調査の一部を委託しております。                                                                                                                  |
| 社外取締役 | 山 形 康 郎                                        | 弁護士法人関西法律特許事務所<br>社員弁護士                                                        | 当社は弁護士法人関西法律特許事務所と法律顧問契約を締結しております。                                                                                                                  |
| 社外取締役 | 喜多村 晴 雄                                        | 喜多村公認会計士事務所 所長<br>公認会計士<br>セルウィンコンサルティング株式会社<br>代表取締役                          | 当社は喜多村公認会計士事務所及びセルウィンコンサルティング株式会社との間には取引関係はありません。                                                                                                   |
| 社外取締役 | C o u r t<br>C a r r u t h e r s<br>(コート・カルザス) | W. W. Grainger, Inc.<br>シニア・バイス・プレジデント<br>兼 Grainger International, Inc.<br>社長 | W. W. Grainger, Inc. は当社の親会社であり、Grainger International, Inc. は W. W. Grainger, Inc. の100%子会社であります。<br>なお、当社は商品の一部を W. W. Grainger, Inc. より仕入れております。 |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分              | 氏名                                             | 主な活動状況                                                                                                                                                                               |
|-----------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査委員) | 宮島 正 敬                                         | 当事業年度に開催された取締役会16回全てと監査委員会12回全てに出席し、取締役会においては、主に企業経営についての豊富な知見・経験等をもとに、大所高所からの適切な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査委員) | 山形 康 郎                                         | 当事業年度に開催された取締役会16回全てと監査委員会12回全てに出席し、取締役会においては、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に弁護士の見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。          |
| 社外取締役<br>(監査委員) | 喜多村 晴 雄                                        | 当事業年度に開催された取締役会16回全てと監査委員会12回全てに出席し、取締役会においては、主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に公認会計士の見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。      |
| 社外取締役           | C o u r t<br>C a r r u t h e r s<br>(コート・カルザス) | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、主に間接資材流通業界に対する深い知見による専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                               |

(注) いずれかの取締役が会議場に来場できない場合は、電話会議の形式をとっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

③ 報酬等の総額

| 区 分       | 支 給 人 員 | 支 給 額   |
|-----------|---------|---------|
| 社 外 取 締 役 | 3名      | 9,000千円 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、平成23年3月24日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

(3) 報酬等の金額

|                          | 支 払 額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 14,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社が、有限責任 あずさ監査法人に支払うべき当事業年度に係る監査の対価となる報酬等はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人に法令に違反及び抵触する行為が認められた場合、または会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、監査委員会は当該会計監査人の不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行うための内部留保資金の充実も図りながら、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを長期的かつ総合的に判断し、株主価値の最大化を図りつつ安定配当することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、サービス体制を強化し、更に競争力を高めることを目的とした施策に有効投資する方針であります。

当事業年度におきましては、厳しい経済環境のなか、前事業年度比増収・増益を確保できたこと等を勘案し、今後の展望も検討した結果、当事業年度の期末配当を1株当たり7円とし、先に実施いたしました中間配当金9円と合わせまして、年間1株当たり16円の配当とすることといたしました。なお、当事業年度の中間配当は、平成23年8月16日付の株式分割前の平成23年6月30日現在の株主に実施しているため、これを株式分割後ベースに置き直した場合の中間配当は4円50銭となり、年間配当金は11円50銭となります。

## 7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、執行役の職務執行その他会社業務の適正性を確保するため、適切な内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めております。合わせて会社法第416条第1項第1号ロ及び同法同条第1号ホに規定される「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」、「業務の適正を確保するための体制」に関して以下の条項を定めております。

### [監査委員会の職務の執行のため必要なもの]

#### (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行にかかる事項について調査をする必要が生じた場合には、当該委員会の委員長である取締役は、その調査に積極的に協力する義務を負うものとする。職務を補助すべき使用人に関しては、内部監査室の構成員を2名以上とし、その使用人が、監査委員会の職務の補助を行う。

#### (2) (1) の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（第2号）

執行役社長は、内部監査室に属する使用人の任命、人事異動、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項については、監査委員会の承認を得た上で決定する。

#### (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制（べき事項）その他の監査委員会への報告に関する事項（第3号）

- ① 執行役社長は、監査委員会に対して、執行役及び部長からなる幹部会において、審議報告された案件について、報告を行うものとし、その他必要に応じて、適宜、監査委員らと意見交換の場を持つこととする。
- ② 執行役社長は、内部監査室が実施した内部監査の結果については、必ず、監査委員会へも報告する体制を確保する。
- ③ 内部通報制度についての体制を整備し、これにより、執行役、取締役又は使用人等の職務遂行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。

## [業務の適正を確保するための体制]

### (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に係る事項（会社法施行規則第112条第2項第1号）

社内規則に則り保存及び管理し、社外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

### (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制（第2号）

- ① 執行役社長は、リスク管理規程を定めるとともに、リスクの種類毎に担当責任者及びマニュアルに基づくリスク管理手順を定め、適切な管理体制を構築・運営させる。
- ② 内部監査室はリスク管理体制の運用状況を毎年1回以上確認し、代表執行役及び監査委員会に報告する。
- ③ 新たなリスクが生じた場合、速やかに代表執行役が対応責任者となり、その対応を図る。

### (3) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（第3号、第4号）

- ① 執行役社長は、執行役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、高い倫理観と道徳観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これに従った運用を行い、コンプライアンス委員会を設置し、その推進を図る。
- ② 執行役社長は、内部通報制度を設置する。
- ③ 執行役社長は、通常業務に関する重要事項について、幹部会で審議し、その内容を監査委員会に定期的に報告する。
- ④ 執行役社長は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。
- ⑤ 内部監査室による内部監査を実施し、執行役社長及び監査委員会に対して報告する。

# 連結貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                  |                  |
|----------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>8,044,052</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,750,007</b> |
| 現金及び預金               | 1,519,895        | 買掛金                      | 1,936,657        |
| 売掛金                  | 2,319,498        | 短期借入金                    | 1,300,000        |
| 商品                   | 2,747,980        | リース債務                    | 2,328            |
| 未着商品                 | 128,822          | 未払金                      | 743,765          |
| 貯蔵品                  | 54,747           | 未払法人税等                   | 622,508          |
| 未収入金                 | 1,126,792        | 賞与引当金                    | 28,118           |
| 繰延税金資産               | 87,381           | 役員賞与引当金                  | 19,571           |
| その他                  | 89,189           | その他                      | 97,055           |
| 貸倒引当金                | △30,255          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>41,244</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,003,069</b> | リース債務                    | 8,925            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>206,257</b>   | 役員退職慰労引当金                | 32,318           |
| 建物                   | 55,367           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>4,791,251</b> |
| 機械及び装置               | 48,314           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| 車両運搬具                | 9,862            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>4,178,671</b> |
| 工具、器具及び備品            | 81,994           | 資本金                      | 1,724,618        |
| リース資産                | 10,718           | 資本剰余金                    | 529,155          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>593,463</b>   | 利益剰余金                    | 2,025,669        |
| ソフトウェア               | 562,871          | 自己株式                     | △100,772         |
| その他                  | 30,591           | 新株予約権                    | 49,032           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>203,349</b>   | 少数株主持分                   | 28,166           |
| 差入保証金                | 146,223          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,255,870</b> |
| 繰延税金資産               | 56,700           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>9,047,122</b> |
| その他                  | 17,761           |                          |                  |
| 貸倒引当金                | △17,335          |                          |                  |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>9,047,122</b> |                          |                  |



# 連結損益計算書

(平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |            |
|---------------------|---------|------------|
| 売上高                 |         | 22,239,091 |
| 売上原価                |         | 15,977,945 |
| 売上総利益               |         | 6,261,145  |
| 販売費及び一般管理費          |         | 4,251,543  |
| 営業利益                |         | 2,009,602  |
| 営業外収益               |         |            |
| 受取利息                | 32      |            |
| 為替差益                | 31,527  |            |
| 受取手数料               | 3,610   |            |
| 受取補償金               | 4,391   |            |
| その他                 | 10,390  | 49,952     |
| 営業外費用               |         |            |
| 支払利息                | 10,339  |            |
| たな卸資産処分損            | 2,796   |            |
| その他                 | 1,414   | 14,550     |
| 経常利益                |         | 2,045,004  |
| 特別利益                |         |            |
| 資産除去債務履行差額          | 778     | 778        |
| 特別損失                |         |            |
| 固定資産除却損             | 2,308   |            |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 25,776  | 28,085     |
| 税金等調整前当期純利益         |         | 2,017,696  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 906,431 |            |
| 法人税等調整額             | △35,741 | 870,690    |
| 少数株主損益調整前当期純利益      |         | 1,147,006  |
| 少数株主損失              |         | △1,833     |
| 当期純利益               |         | 1,148,839  |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで）

（単位：千円）

|                                                  | 株 主 資 本   |              |              |          |                | 新 株<br>予 約 権 | 少 数 株 主<br>持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|--------------------------------------------------|-----------|--------------|--------------|----------|----------------|--------------|----------------|--------------|
|                                                  | 資 本 金     | 資 本<br>剰 余 金 | 利 益<br>剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |              |                |              |
| 平成22年12月31日残高                                    | 1,692,844 | 497,381      | 1,120,457    | △83,367  | 3,227,316      | 29,370       | —              | 3,256,687    |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額                                |           |              |              |          |                |              |                |              |
| 新 株 の 発 行                                        | 31,773    | 31,773       |              |          | 63,547         |              |                | 63,547       |
| 剰 余 金 の<br>配 当                                   |           |              | △243,627     |          | △243,627       |              |                | △243,627     |
| 当 期 純 利 益                                        |           |              | 1,148,839    |          | 1,148,839      |              |                | 1,148,839    |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |           |              |              | △17,404  | △17,404        |              |                | △17,404      |
| 株主資本以外の<br>項 目 の 連 結<br>会 計 年 度 中 の<br>変 動 額（純額） |           |              |              |          |                | 19,662       | 28,166         | 47,828       |
| 連結会計年度中の<br>変 動 額 合 計                            | 31,773    | 31,773       | 905,211      | △17,404  | 951,354        | 19,662       | 28,166         | 999,183      |
| 平成23年12月31日残高                                    | 1,724,618 | 529,155      | 2,025,669    | △100,772 | 4,178,671      | 49,032       | 28,166         | 4,255,870    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社K-engine

当連結会計年度より、株式会社K-engineを設立したため連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社株式会社K-engineの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、当該会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・未着商品及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（建物付属設備を除く） 定額法

・その他の有形固定資産 定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、報酬委員会の決議に基づく期末支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、当社の資産除去債務は建物等の賃貸契約の原状回復義務に関するものであり、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当連結会計年度に帰属する金額を費用計上する方法を採用しております。

これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ9,540千円減少し、税金等調整前当期純利益が30,611千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が30,611千円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 306,062千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 29,728,800株  | 332,800株     | 一株           | 30,061,600株  |

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加332,800株は、ストック・オプションの権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 当社は、平成23年8月16日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度末の株式数及び当連結会計年度増加株式数は当該株式分割が前連結会計年度末に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

## (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 200,236株     | 37,134株      | 一株           | 237,370株     |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加37,134株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加37,000株及び単元未満株式の買取りによる増加134株であります。
2. 当社は、平成23年8月16日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度末の株式数及び当連結会計年度増加株式数は当該株式分割が前連結会計年度末に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成23年3月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 110,732        | 7.5             | 平成22年12月31日 | 平成23年3月25日 |
| 平成23年7月28日<br>取締役会   | 普通株式  | 132,895        | 9.0             | 平成23年6月30日  | 平成23年9月12日 |

- (注) 平成23年8月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の平成23年3月24日定時株主総会決議の1株当たり配当額は3円75銭、平成23年7月28日取締役会決議の1株当たり配当額は4円50銭となります。

## ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年3月22日開催予定の第12期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 平成24年3月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 208,769        | 利益剰余金 | 7.0             | 平成23年12月31日 | 平成24年3月23日 |

## (4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

|            | 平成17年10月14日<br>臨時株主総会決議分 | 平成18年9月8日<br>臨時株主総会決議分 | 平成21年1月16日<br>取締役会決議分 |
|------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                     | 普通株式                   | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 444,000株                 | 393,600株               | 162,400株              |
| 新株予約権の残高   | 185個                     | 492個                   | 203個                  |

- (注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入により行う方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い顧客ごとに与信限度額を設定し、限度を超える注文に関しては前払で対応する等、不良債権の発生に対する未然防止を行っております。また、支払期日を超過する顧客に対しては、一定期日ごとに督促状を発行する等の措置をとり、債権回収率の向上に取り組んでおります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、営業取引に係る資金調達であり、全て返済日が1年以内の短期借入金であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、日々業務として手許資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                            | 連結貸借対照表計上額        | 時 価         | 差 額 |
|----------------------------|-------------------|-------------|-----|
| (1) 現金及び預金                 | 1,519,895千円       | 1,519,895千円 | －千円 |
| (2) 売 掛 金                  | 2,319,498         | 2,319,498   | －   |
| (3) 未 収 入 金                | 1,126,792         | 1,126,792   | －   |
| (4) 破産更生債権等 ※1<br>貸倒引当金 ※2 | 17,335<br>△17,335 |             |     |
|                            | －                 | －           | －   |
| 資 産 計                      | 4,966,186         | 4,966,186   | －   |
| (1) 買 掛 金                  | 1,936,657         | 1,936,657   | －   |
| (2) 短 期 借 入 金              | 1,300,000         | 1,300,000   | －   |
| (3) 未 払 金                  | 743,765           | 743,765     | －   |
| (4) 未 払 法 人 税 等            | 622,508           | 622,508     | －   |
| 負 債 計                      | 4,602,932         | 4,602,932   | －   |

※1. 破産更生債権等は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 140円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円76銭  |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションの付与)

当社は、平成24年1月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 決議年月日        | 平成24年1月27日   |
| ② 付与対象者の区分及び人数 | 執行役 4名       |
| ③ 新株予約権の数      | 229個         |
| ④ 新株予約権の払込金額   | 無償           |
| ⑤ 株式の種類及び割当数   | 普通株式 22,900株 |
| ⑥ 割当日          | 平成24年2月15日   |
| ⑦ 権利確定条件       |              |

権利行使時において、当社の執行役の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続による新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ⑧ 権利行使期間         | 平成26年2月1日から平成33年12月31日まで |
| ⑨ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円                 |
| ⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項 |                          |

新株予約権の譲渡による取得は、当社取締役会の承認を要します。

(自己株式の取得)

当社は、平成24年1月27日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した、機動的な資本政策の遂行を行うため。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |                                              |
|--------------|----------------------------------------------|
| ① 取得する株式の種類  | 当社普通株式                                       |
| ② 取得しうる株式の総数 | 22,900株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合0.08%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 25,000,000円 (上限)                             |
| ④ 取得期間       | 平成24年2月1日～平成24年2月15日                         |



# 貸 借 対 照 表

(平成23年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                  |                  |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,926,614</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,726,398</b> |
| 現金及び預金                 | 1,410,808        | 買掛金                      | 1,933,059        |
| 売掛金                    | 2,310,448        | 短期借入金                    | 1,300,000        |
| 商品                     | 2,747,980        | リース債務                    | 2,328            |
| 未着商品                   | 128,822          | 未払金                      | 723,919          |
| 貯蔵品                    | 54,747           | 未払費用                     | 54,594           |
| 前渡金                    | 28,068           | 未払法人税等                   | 622,448          |
| 前払費用                   | 54,530           | 未払消費税等                   | 22,415           |
| 未収入金                   | 1,127,492        | 前受金                      | 2,313            |
| 繰延税金資産                 | 87,381           | 預り金                      | 17,627           |
| その他                    | 6,590            | 賞与引当金                    | 28,118           |
| 貸倒引当金                  | △30,255          | 役員賞与引当金                  | 19,571           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,073,069</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>41,244</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>206,257</b>   | リース債務                    | 8,925            |
| 建物                     | 55,367           | 役員退職慰労引当金                | 32,318           |
| 機械及び装置                 | 48,314           |                          |                  |
| 車両運搬具                  | 9,862            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>4,767,642</b> |
| 工具、器具及び備品              | 81,994           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| リース資産                  | 10,718           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>4,183,009</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>593,463</b>   | 資本金                      | 1,724,618        |
| 商標権                    | 4,959            | 資本剰余金                    | 529,155          |
| ソフトウェア                 | 562,871          | 資本準備金                    | 529,155          |
| 電話加入権                  | 35               | 利益剰余金                    | 2,030,007        |
| ソフトウェア仮勘定              | 25,597           | その他利益剰余金                 | 2,030,007        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>273,349</b>   | 繰越利益剰余金                  | 2,030,007        |
| 関係会社株式                 | 70,000           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△100,772</b>  |
| 破産更生債権等                | 17,335           | 新株予約権                    | 49,032           |
| 長期前払費用                 | 425              | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,232,041</b> |
| 差入保証金                  | 146,223          |                          |                  |
| 繰延税金資産                 | 56,700           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>8,999,684</b> |
| 貸倒引当金                  | △17,335          |                          |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,999,684</b> |                          |                  |

# 損 益 計 算 書

(平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                   | 金 額     |            |
|---------------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                                 |         | 22,220,471 |
| 売 上 原 価                               |         | 15,974,518 |
| 売 上 総 利 益                             |         | 6,245,952  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                   |         | 4,230,239  |
| 営 業 利 益                               |         | 2,015,713  |
| 営 業 外 収 益                             |         |            |
| 受 取 利 息                               | 32      |            |
| 為 替 差 益                               | 31,527  |            |
| 受 取 手 数 料                             | 3,610   |            |
| 受 取 補 償 金                             | 4,391   |            |
| そ の 他                                 | 10,390  | 49,952     |
| 営 業 外 費 用                             |         |            |
| 支 払 利 息                               | 10,339  |            |
| た な 卸 資 産 処 分 損                       | 2,796   |            |
| そ の 他                                 | 1,414   | 14,550     |
| 経 常 利 益                               |         | 2,051,115  |
| 特 別 利 益                               |         |            |
| 資 産 除 去 債 務 履 行 差 額                   | 778     | 778        |
| 特 別 損 失                               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                         | 2,308   |            |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 25,776  | 28,085     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                       |         | 2,023,808  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税               | 906,371 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | △35,741 | 870,630    |
| 当 期 純 利 益                             |         | 1,153,177  |

## 株主資本等変動計算書

（平成23年1月1日から  
平成23年12月31日まで）

（単位：千円）

|                             | 株主資本      |            |                             |                 |          |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|-----------|------------|-----------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本金<br>剰余金 | 利益剰余金                       |                 | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                             |           | 資本金<br>準備金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |          |            |           |           |
| 平成22年12月31日残高               | 1,692,844 | 497,381    | 1,120,457                   | 1,120,457       | △83,367  | 3,227,316  | 29,370    | 3,256,687 |
| 事業年度中の<br>変動額               |           |            |                             |                 |          |            |           |           |
| 新株の発行                       | 31,773    | 31,773     |                             |                 |          | 63,547     |           | 63,547    |
| 剰余金の配当                      |           |            | △243,627                    | △243,627        |          | △243,627   |           | △243,627  |
| 当期純利益                       |           |            | 1,153,177                   | 1,153,177       |          | 1,153,177  |           | 1,153,177 |
| 自己株式の取得                     |           |            |                             |                 | △17,404  | △17,404    |           | △17,404   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額<br>(純額) |           |            |                             |                 |          |            | 19,662    | 19,662    |
| 事業年度中の<br>変動額合計             | 31,773    | 31,773     | 909,549                     | 909,549         | △17,404  | 955,692    | 19,662    | 975,354   |
| 平成23年12月31日残高               | 1,724,618 | 529,155    | 2,030,007                   | 2,030,007       | △100,772 | 4,183,009  | 49,032    | 4,232,041 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物（建物付属設備を除く） 定額法
- ・ その他の有形固定資産 定率法

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 商標権 定額法
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、報酬委員会の決議に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、当社の資産除去債務は建物等の賃貸契約の原状回復義務に関するものであり、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当事業年度に帰属する金額を費用計上する方法を採用しております。

これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ9,540千円減少し、税引前当期純利益が30,611千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が30,611千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 306,062千円 |
|----------------|-----------|

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 当事業年度の末日における自己株式の総数 |          |
| 普通株式                | 237,370株 |

## 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 未払事業税     | 48,061千円 |
| 未払事業所税    | 9,076千円  |
| 賞与引当金     | 11,427千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 11,502千円 |
| 貸倒引当金     | 10,305千円 |
| 養老保険積立金   | 24,747千円 |
| 資産除去債務    | 11,619千円 |
| その他       | 17,340千円 |

---

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産合計 | 144,081千円 |
|----------|-----------|

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|               |       |
|---------------|-------|
| 法定実効税率        | 40.6% |
| (調整)          |       |
| 住民税の均等割       | 0.2%  |
| 永久に損金不算入となる費用 | 2.0%  |
| その他           | 0.2%  |

---

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 43.0% |
|-------------------|-------|

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.64%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.96%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.59%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,065千円減少し、法人税等調整額は6,065千円増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 140円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円91銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションの付与)

当社は、平成24年1月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 決議年月日        | 平成24年1月27日   |
| ② 付与対象者の区分及び人数 | 執行役 4名       |
| ③ 新株予約権の数      | 229個         |
| ④ 新株予約権の払込金額   | 無償           |
| ⑤ 株式の種類及び割当数   | 普通株式 22,900株 |
| ⑥ 割当日          | 平成24年2月15日   |
| ⑦ 権利確定条件       |              |

権利行使時において、当社の執行役の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続による新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| ⑧ 権利行使期間         | 平成26年2月1日から平成33年12月31日まで       |
| ⑨ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円                       |
| ⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡による取得は、当社取締役会の承認を要します。 |

(自己株式の取得)

当社は、平成24年1月27日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

- |                  |                                              |
|------------------|----------------------------------------------|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 経営環境の変化に対応した、機動的な資本政策の遂行を行うため。               |
| (2) 取得に係る事項の内容   |                                              |
| ① 取得する株式の種類      | 当社普通株式                                       |
| ② 取得しうる株式の総数     | 22,900株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合0.08%) |
| ③ 株式の取得価額の総額     | 25,000,000円 (上限)                             |
| ④ 取得期間           | 平成24年2月1日～平成24年2月15日                         |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年2月15日

株式会社MonotaRO

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 年 哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MonotaROの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MonotaRO及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年2月15日

株式会社MonotaRO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |    |   |   |   |
|--------------------|-------|----|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳  | 年 | 哉 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松本 |   | 要 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MonotaROの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について監査しました。
- (2) 監査委員会は監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携し、下記の通り実施しました。
  - ① 取締役会、執行役会議、その他重要な会議に出席
  - ② 取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告聴取
  - ③ 重要な決裁書類等の閲覧
  - ④ 主要な事業所における業務及び財産の状況確認
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保する為の体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (4) 財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (5) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年2月16日

株式会社 MonotaRO 監査委員会  
監査委員 山形 康郎 ㊟  
監査委員 宮島 正敬 ㊟  
監査委員 喜多村 晴雄 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、208,769,610円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年3月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化をはかるため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行の決定機能と執行役等の職務執行の監督機能の強化に備えるため、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を7名以内から10名以内に変更するものであります。
- (3) 業務執行の強化に備えるため、現行定款第32条（執行役の員数）に定める執行役の員数の上限を5名以内から7名以内に変更するものであります。
- (4) 代表執行役を複数名選定することができることを明確化するため、現行定款第35条（代表執行役及び役付執行役）について所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記のほか、現行定款を全面的に見直し、字句の追加及び修正を行うとともに、不要規定の削除を行うものであります。（現行定款第8条、第27条、第30条、第36条、第40条及び附則第1条）

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. <u>工場用副資材</u> の販売<br>2. インターネット上でのビジネスに関連するソフトウェア並びに技術の開発及びマーケティング<br>3. <u>工場用副資材</u> のマーケティングの企画及び実施<br>4. 前各号に付帯または関連する一切の業務 | 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. <u>産業用資材</u> の企画、開発及び販売<br>2. （現行どおり）<br>3. <u>産業用資材</u> のマーケティングの企画及び実施<br>4. （現行どおり） |
| 第3条～第7条（条文省略）                                                                                                                                                         | 第3条～第7条（現行どおり）                                                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8条（株主名簿管理人）</p> <p>①当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役社長がこれを選定し公告する。</p> <p>第9条～第17条（条文省略）</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p>①当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>②前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。</p> <p>第19条～第26条（条文省略）</p> <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>①当会社は、取締役会の決議によって、社外取締役（社外取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度する契約を締結することができる。</p> <p>第28条～第29条（条文省略）</p> <p>第30条（選任）</p> <p>①各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。</p> | <p>第8条（株主名簿管理人）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>代表</u>執行役社長がこれを選定し公告する。</p> <p>第9条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p>①当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第19条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第28条～第29条（現行どおり）</p> <p>第30条（委員の選任）</p> <p>①（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②各委員会は、取締役3名以上で構成し、その過半数は社外取締役であって当社の執行役でない者でなければならない。</p> <p>第31条（条文省略）<br/> 第32条（執行役の員数）<br/> 当社の執行役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第33条～第34条（条文省略）<br/> 第35条（代表執行役及び役付執行役）<br/> ①当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選任する。<br/> ②取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役社長1名を選任し、必要に応じて執行役会長、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を選任することができる。</p> <p>第36条（執行役規程）<br/> 執行役に関する事項は、法令または本約款に定めるほか、取締役会で定める執行役規程による。</p> <p>第37条～第39条（条文省略）<br/> 第40条（会計監査人の報酬等）<br/> 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第43条（条文省略）<br/> 附則<br/> 第1条<br/> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>②（現行どおり）</p> <p>第31条（現行どおり）<br/> 第32条（執行役の員数）<br/> 当社の執行役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第33条～第34条（現行どおり）<br/> 第35条（代表執行役及び役付執行役）<br/> ①当社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。<br/> ②取締役会の決議により、執行役の中から執行役社長1名を選任し、必要に応じて執行役会長、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を選任することができる。</p> <p>第36条（執行役規程）<br/> 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会で定める執行役規程による。</p> <p>第37条～第39条（現行どおり）<br/> 第40条（会計監査人の報酬等）<br/> 会計監査人の報酬等は、代表執行役社長が監査委員会の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第43条（現行どおり）<br/> （削 除）</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、経営の監督機能の強化をはかるため、2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 瀬戸 欣哉<br>(せと きんや)<br>(昭和35年6月25日生) | 昭和58年4月 住友商事株式会社入社<br>平成2年7月 米国住友商事会社<br>特殊鋼製品マネージャー<br>平成4年7月 Precision Bar Service,<br>INC. 販売担当バイスプレジデ<br>ント<br>平成9年5月 Iron Dynamics Process<br>International LLC<br>代表取締役社長就任<br>平成11年9月 住友商事株式会社<br>鉄鋼第一事業企画部<br>eコマースチーム長・マネー<br>ジャー<br>平成12年10月 当社取締役就任<br>平成13年6月 当社代表取締役社長就任<br>平成18年3月 当社取締役代表執行役社長就任<br>(現任)<br>平成22年11月 Zero Tools, Inc. 取締役 (非常<br>勤) 就任 (現任)<br>平成23年8月 株式会社K-engine 代表取締役社<br>長就任 (現任) | 438,400株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                        | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る 当<br>社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2         | 鈴 木 雅 哉<br>( す ざ き ま さ や )<br>( 昭 和 50 年 7 月 24 日 生 )     | 平成10年4月 住友商事株式会社入社<br>平成12年11月 当社出向 システムチーム課長<br>平成18年3月 住友商事株式会社 新素材・特殊<br>鋼貿易部<br>平成18年5月 楽天株式会社 第二EC事業本部<br>平成18年11月 同社 ブックメディア事業部 マ<br>ーケティングチーム長<br>平成19年4月 当社 マーケティング部長<br>平成20年3月 当社 執行役マーケティング部長<br>( 現 任 )<br>平成23年8月 株式会社K-engine 取締役就任<br>( 現 任 )                                                                                                                                                      | 66,800株                |
| 3         | 宮 島 正 敬<br>( み や じ ま ま さ の り )<br>( 昭 和 28 年 1 月 13 日 生 ) | 昭和52年4月 日産自動車株式会社入社<br>平成元年1月 Nissan European<br>Technology Center Ltd.<br>マネージャー<br>平成8年7月 日本ゼネラル・エレクトリック<br>株式会社 事業開発部長<br>平成10年5月 GEエジソン生命株式会社<br>執行役員就任<br>平成12年11月 ウィットジャパン・インベスト<br>メント株式会社 ( 現 ワーク<br>ス・キャピタル株式会社 ) 代表<br>取締役社長就任<br>平成13年7月 当社取締役就任 ( 現 任 )<br>平成16年11月 ジョンソンコントロールズオー<br>トモーティブシステムズ株式会<br>社 代表取締役就任<br>平成19年4月 株式会社リサーチ・インターナ<br>ショナル・ジャパン ( 現 株 式<br>会社カンター・ジャパン ) 代表<br>取締役就任 ( 現 任 ) | 一株                     |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | 山形 康郎<br>(やまがた やすお)<br>(昭和46年6月27日生)  | 平成12年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所<br>所入所<br>平成15年3月 当社監査役就任<br>平成17年4月 弁護士法人関西法律特許事務所<br>社員弁護士就任 (現任)<br>平成17年9月 当社取締役就任 (現任)<br>平成18年9月 株式会社大阪シティドーム 取<br>締役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 一株             |
| 5         | 喜多村 晴雄<br>(きたむら はるお)<br>(昭和33年8月21日生) | 昭和58年9月 アーサーアンダーセン公認会計<br>士共同事務所 (現 有限責任 あ<br>ずさ監査法人) 入所<br>昭和62年3月 公認会計士登録<br>平成6年5月 朝日監査法人 (現 有限責任 あ<br>ずさ監査法人) 社員就任<br>平成8年12月 朝日アーサーアンダーセン株式<br>会社設立 取締役就任<br>平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設<br>所長就任 (現任)<br>平成15年2月 チャールズウェインコンサルテ<br>ィング株式会社 (現 セルウィ<br>ンコンサルティング株式会社)<br>設立 代表取締役就任 (現任)<br>平成16年6月 ローム株式会社 社外監査役就任<br>(現任)<br>平成17年12月 当社取締役就任 (現任)<br>平成18年6月 MIDリート投資法人監督役員 (非<br>常勤) 就任 (現任)<br>平成21年6月 ヤマハ株式会社社外監査役就任<br>平成22年6月 ヤマハ株式会社社外取締役就任<br>(現任) | 一株             |

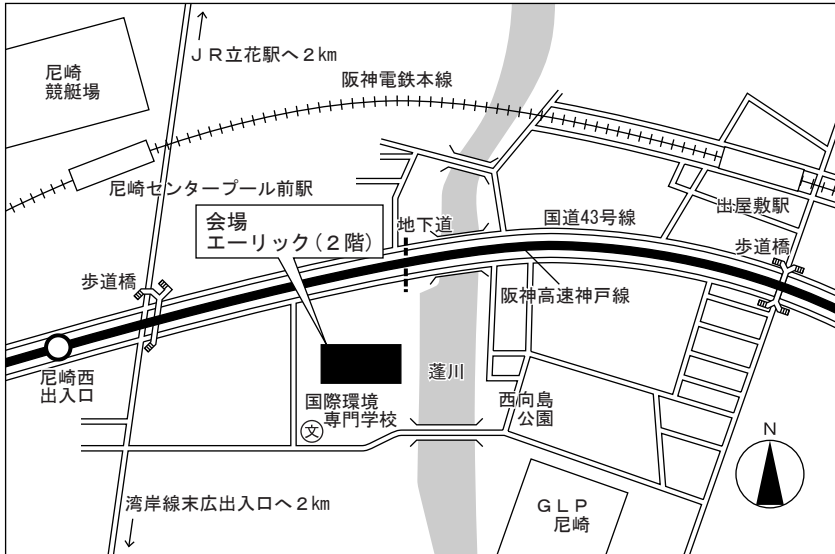
| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                       | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | 岸 田 雅 裕<br>(きしだ まさひろ)<br>(昭和36年3月30日生)                   | 昭和58年4月 株式会社バルコ入社<br>平成4年5月 株式会社日本総合研究所<br>平成8年7月 ブーズ・アレン・アンド・ハミ<br>ルトン株式会社 (現 ブーズ・ア<br>ンド・カンパニー株式会社)<br>平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー<br>入社 パートナー<br>平成18年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミ<br>ルトン株式会社 (現 ブーズ・ア<br>ンド・カンパニー株式会社) パ<br>ートナー (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                         | 一株             |
| 7         | Ronald Louis Jadin<br>(ロナルド・ルイス・ジャディン)<br>(昭和35年10月19日生) | 昭和58年7月 General Electric Co.入社<br>平成元年3月 GE Healthcare 情報システム・<br>ファイナンスマネージャー<br>平成3年3月 同社 米国ファイナンシャル・プ<br>ランニング&アナリシスマネー<br>ジャー<br>平成5年11月 同社 MRファイナンスマネージャ<br>ー<br>平成7年9月 GE Capital Railcar Leasing 米<br>国ビジネスプランニング&アナ<br>リシスマネージャー<br>平成9年10月 同社 コマーシャル・ファイナン<br>ス・マネージャー<br>平成10年10月 W. W. Grainger, Inc.入社 コーポ<br>レート・ファイナンシャル・プ<br>ランニング&アナリシス担当取<br>締役<br>平成12年11月 同社 米国事業、ファイナンス担<br>当バイス・プレジデント<br>平成18年11月 同社 コントローラー兼ファイナ<br>ンス担当バイス・プレジデント<br>平成20年3月 同社 シニア・バイス・プレジデ<br>ント兼CFO(現任) | 一株             |

- (注) 1. 瀬戸欣哉氏は、株式会社K-engineの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に従業員を outward させております。他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は現在は会社法上の委員会設置会社であります。
3. 取締役候補者宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄、岸田雅裕及びRonald Louis Jadin(ロナルド・ルイス・ジャディン)の各氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、新たに岸田雅裕氏の届け出を予定しております。
4. 社外取締役候補者とした理由
- ① 宮島正敬氏は、当社が出資を受けておりましたウィットジャパン・インベストメント株式会社(現 ワークス・キャピタル株式会社)の元社長であり、資本政策やベンチャービジネスに知見が深く、さらに平成13年7月から当社非常勤取締役を務められ、間接資材の流通に知見が深いためであります。
- ② 山形康郎氏は、当社顧問弁護士事務所である弁護士法人関西法律特許事務所の当社担当弁護士であったことから、平成15年3月から当社非常勤監査役を経て非常勤取締役を務められ、当社に対しての知見が深いことと、その人格面と弁護士としての法律知識の豊かさからであります。
- ③ 喜多村晴雄氏は、公認会計士としての会計知識や監査知識の豊かさからであり、平成17年12月から当社非常勤取締役を務められ、当社に対しての知見が深いためであります。
- ④ 岸田雅裕氏は、資本政策やベンチャービジネスに知見が深く、間接資材の流通に知見が深いためであります。
- ⑤ Ronald Louis Jadin (ロナルド・ルイス・ジャディン) 氏は、当社の大株主であるGrainger International, Inc. 及びW. W. Grainger, Inc. からの派遣によるものであり、間接資材の流通に知見が非常に深いためであります。なお、Ronald Louis Jadin (ロナルド・ルイス・ジャディン) 氏は特定関係事業者の業務執行者であります。
5. 社外取締役の在任年数は、本総会の終結の時をもって宮島正敬氏10年9ヶ月、山形康郎氏6年7ヶ月、喜多村晴雄氏6年4ヶ月となります。
6. 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由  
山形康郎氏は、経営に関与したことがない候補者ではありますが、当社顧問弁護士事務所である弁護士法人関西法律特許事務所の当社担当弁護士であったことから、平成15年3月から当社非常勤監査役を経て非常勤取締役を務められ、当社に対しての知見が深いことと、その人格面と弁護士としての法律知識の豊かさからであります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号  
尼崎リサーチインキュベーションセンター  
(エーリック) 2階  
TEL 06-6415-2500



## ■ 交通のご案内

- ・阪神電車「出屋敷駅」または「尼崎センタープール前駅」から南へ徒歩約8分
- ・阪急電車「塚口駅」またはJR「立花駅」から尼崎市バス30系統、「リサーチコア前」下車  
所要時間：「塚口駅」から約30分、「立花駅」から約10分
- ・一般用の駐車場がございませんので、ご来場は電車・バスをご利用くださいませ。